

# 中原区の皆様へ

## 贈与税の仕組みを知って、将来の相続対策に活かしませんか？

発行元

西山裕志税理士事務所

TEL : 044-411-9880

FAX : 044-434-1282

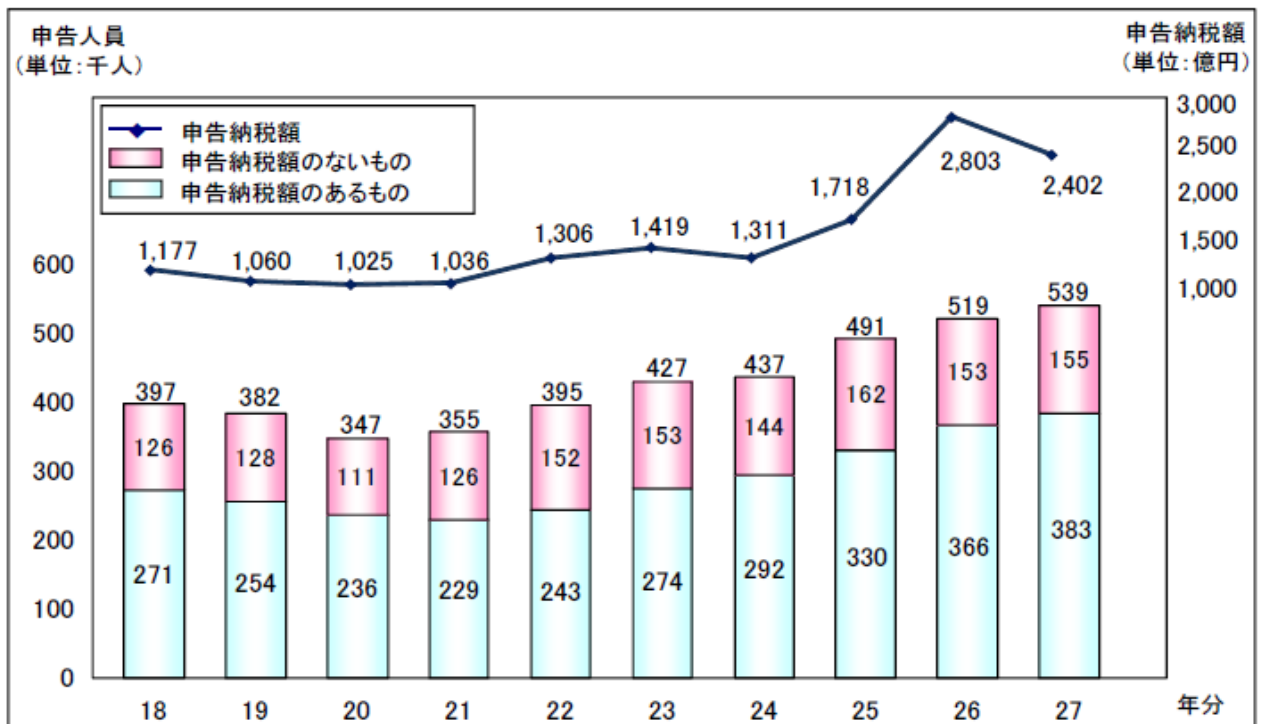


### 今夏開催のセミナー内容（贈与税）

### 贈与税の納税額が急増！！

#### 贈与税の申告件数が増加、それに伴い申告納税額も増えています！

【概要】 H25年税制改正により、H27年1月1日以後の相続については、基礎控除額が従来の60%に引き下げられ、最高税率が55%に引き上げられました。これに伴い、近年贈与税の申告件数が増加し、申告納税額が急増しています。



(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

出典：国税庁

#### 【申告人数・納税額の変遷】

平成27年の贈与税の申告書を提出した人員は539,000人で、平成26年分(519,000人)から20,000人増加しました。そのうち申告納税額のある者(納税人員)は383,000人で、平成26年分(366,000人)から17,000人増加しました。申告納税額は2,402億円で平成26年分(2,803億円)から401億円減少しました。

# 贈与税の仕組みを知って、将来の相続対策に活かして欲しい！

## 相続税増税に伴う生前贈与対策セミナー ～あなたの贈与は大丈夫？ 相続税調査で否認されないポイント～

セミナー終了後に相続・贈与無料相談会を実施いたします！

8月5日(金)  
14:00～



西山裕志税理士事務所、毎年恒例の夏開催セミナーについてご案内をさせていただきます。

### セミナー内容

贈与税の納税額が急増しています。これは、贈与という制度が積極的に活用されているということを意味します。財産を与える側としても、もらう側としても、知っておいて損はない贈与の基礎知識から、贈与税制度の有効活用方法について今回のセミナーではお話をさせていただきます。知っている人はみんなやっているお得な贈与制度についてあなたも学びませんか？

### 参加者にもれなくプレゼント！



相続税・消費税増税!  
勉強しないと  
資産はなくなります



### 【第一部】贈与税制度について

- 平成27年度からの改正について
  - 贈与税とは？贈与税の特例について
- 第1部 14:00～14:55

### 【第二部】贈与税制度を有効に活用するためには？

- 贈与税制度の活用方法
  - 贈与後の相続税調査対策について
- 第2部 15:05～16:00

### 講師紹介

税理士歴 35 年、相続税・贈与税の案件は年間 40 件を越す。事前の相続対策などの業務から、相続税の申告を含む多くの相続・贈与対策の相談に応じている。



講師 西山税理士事務所 税理士 西山 裕志

日時:平成28年8月5日(金)14:00～16:00 (13:30～受付開始) 費用:無料

会場:ユニオンビル 2階セミナールームC JR・私鉄「武蔵小杉」駅より徒歩4分 定員:20名

セミナーのお申込は下記必要事項をご記入頂きFAXをいただくかお電話にて承ります。

申込方法【FAXの場合 FAX044-434-1282】【お電話の場合 TEL044-411-9880】

お名前(1名)		お名前(2名)	
ご住所	〒 -	個別相談	希望する ・ 希望しない
TEL	- -	FAX	- -

※お申込を確認しましたら、FAX または郵送にてご案内状をお送りいたします

西山税理士事務所

川崎市中原区上丸子山王町1-873-6 2F  
TEL 044-411-9880/FAX 044-434-1282/MAIL nishiyama-hiroshi@tkcnf.or.jp